## 経 済 産 業 省

20191108製局第1号 令和元年11月11日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和元年11月8日付け警察庁丙組組企発第215号、警察庁警備局長から令和元年11月8日付け警察庁丙備企発第194号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和元年11月8日付け外務省告示第195号により、国家公安委員会委員長が令和元年11月8日付け国家公安委員会告示第41号によりタリバーン関係者等のリストの改正(別表)を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法)第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも 留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯 罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

警察庁丙組組企発第 215 号警察庁丙備企発第 194 号 令 和 元 年 11 月 8 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長 警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について (要請その130)

・この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和元年11月8日付け外務省告示第195号)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」(令和元年11月8日付け国家公安委員会告示第41号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。)により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

をに よ五九号定号六十〇 改二次 う号百8等に十九平外。 正重の令 に1八へに基七号成務 改一十 c 基 づ 号 を 十 省 後傍表和 正a九づづき、含三告 欄線に元 す ) 号 、き 設 第 む 年 示 にをよ年 るに1第、立千関外第 掲付り十 。定へ <sup>千 同</sup> さ 九 連 務 百 げし 、一 める三理れ百の省九 るた改月 らず事た八告告十 も規正八 `九会各十示示五 の定前日 第十決理八に第号 の〜欄 た。一号議事号関三 よ以及 千2第会、し百 置一个千委第、三 う下び につ改 百a二員千国十 改 対 正 対 五一百会九際二 め象後 る 規 欄 六が百連号 三第十令八合及 。定に外 対 務 2 九 号 元 九 全 令 応大い ( ) 百 4 年 号 保 和 し臣 人 a 八 へ う 及 ~ + 6 + 及 障 元 。て \_ 掲 茂 び及八一び理年 はげ木 団び号、月第事外 、る 体第 1 第五二会務 当そ敏 の二、千日千決省 該の充 一千。三に二議告 対 標 部二一百行百第示

を百、三つ五千第

次五第十た十二百

の十千三決三百七

象 記

規部

定 分

と件

な名 る・ タ・ リ国 バ際 | 連 ン合 関安 係 全 者 保 等 障 を理 指事 定会 す決 る議 件に の基 ーづ 部く を資 改産 正凍 す結 る等 件の 措 置 0)

対

(別表) [1. ~409. 略] 410. 削除	(別表)
~409.	
	[1. ~409. 同左]
	410. ムラード・ベン・アリ・ベン・アル・バシール・アル・ト
	ラーブルシ (別名:(a)アブー・チバ・ブラヒム、1966
	年9月2日にリビアにて出生(b)アローリ・タウフィーク、
	1964年9月2日にチュニジアにて出生(c)ベン・サラ
	フ・アドナン、1966年4月2日にチュニジアにて出生
	(d)サッシ・アデル、1966年9月2日にチュニジアにて
	出生(e)サラム・カメル、1963年2月2日にチュニジア
ı	にて出生(f)サラフ・アドナン、1965年に2月4日にア
	ルジェリアにて出生(g)アローリ・ファイセル、1965年
	3月2日にチュニジアにて出生(h)ベンタイブ・アモール、
	1965年2月9日にモロッコにて出生(i)アドナン・サ
	ラフ、1966年4月1日にチュニジアにて出生(j)ハス
	ナーウィ・メリト、1972年にモロッコにて出生(k)アロ
	ーリ・タウフィーク・ベン・タイエブ、1964年2月9
	日にチュニジアにて出生(1)アブエチバ・ブラヒム、1
	966年9月2日にレバノンにて出生(m) ファリド・アロ
	一リ、1964年6月2日にチュニジアにて出生(n)ベン・
	マジド、1966年6月2日にレバノンにて出生(0)マシ・
	サッシ、1972年6月2日にリビアにて出生(p) サラ
	フ・ベン・アナン、1966年4月2日にチュニジアにて

出生(q)ハスナウィ・メリト、1972年にモロッコにて出生(r)アブ・ジャラ)

Libya (b) Arouri Taoufik, born 2 Sep. 1964 in Tunisia Tunisia born 4 Feb. 1965 in Algeria (g) Arouri Faisel, born 2 1966 in Lebanon (m) Farid Arouri, born 2 Jun. 1964 in Tunisia (a.k.a.:(a) Aboue Chiba Brahim, born 2 Sep. 1966 in (d)Sassi Adel, born 2 Sep. 1966 in Tunisia (e)Salam 1965 in Morocco (i) Adnan Salah, born 1 Apr. 1966 in (k) Arouri Taoufik ben Taieb, born 9 Feb. 1964 in Tunisia (j)Hasnaoui Mellit, born in 1972 in Morocco (n) Ben Magid, born 2 Jun. 1966 in Lebanon (o) Maci oorn 2 Apr. 1966 in Tunisia (q)Hasnaui Mellit, born AL-TRABELSI Mar. 1965 in Tunisia (h) Bentaib Amour, born 9 Feb. Ssassi, born 2 Jun. 1972 in Libya (p) Salah ben Anan, Kamel, born 2 Feb. 1963 in Tunisia (f)Salah Adnan, 1966 in Tunisia (1) Abouechiba Brahim, born 2 Sep. AL-BASHEER in 1972 in Morocco (r)Abou Djarrah) Salah Adnan, born 2 Apr. BEN ALI BEN MOURAD

称号:不明

役職:不明

生年月日:1969年5月20日

出生地: Manzil Tmim, Tunisia

国籍:チュニジア

旅券番号:チュニジア旅券 G827238 (1996年6月1日 2 H 2 0 その他の情報:2008年12月13日にイタリアからチ 免許で遺跡を発掘したとして、グロンバリア第一審裁判所 (シェンゲン協定国の領域内) 入域不許可処分を受けてい が発した命令によって、モーナギア刑務所に投獄された 人に対する容疑が否定され、釈放された。シェンゲン域内 る。母親の名前は Mabrukah al-Yazidi。安全保障理事会決 議1822 (2008年) に基づく見直しは2010年4 住所:Libya Street Number 9, Manzil Tmim, Nabeul, (事件番号 12680/2011)。2011年12月27日に、 国連制裁委員会による指定日:2003年11月1 ュニジアに引き渡された。2011年11月29日に 2009年8月10日 11年5月16日及び2016年2月23日に改訂 2001年5月31日失効 (2005年12月20日、 月22日に終了した。 I D 番号: 05093588 Tunisia

[411.~778. 略]

[411.~778. 同左]

のsi構及な校験財気の二重領縣を付し式票に陪会を組入全本当付し式散縣打紅品である。 0 表 情考

## ○国家公安委員会告示第四十一号

号) 我が国 員会の作成する名簿 次 第三条第三項にお (T) が実施する国際テロ 公 告国 『際テ 口 リス から抹消されたので、 いて準用する同条第二項の規定に基づき告示する。 1 IJ が、 ス 玉 トの財産の凍結等に関する特別措置法 際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置され 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ (平成二十六年法律第百二十四 た委

令和元年十一月八日

国家公安委員会委員長 武田 良太

开名 5 VI ド・ベン・アリ・ベン・アル・バシール・アル・トラーブルシ (MOURAD BEN ALI BEN

AL-BASHEER AL-TRABELSI)

簿に記載された年月日 2003年11月12日 (2005年12月20日、 2009年8月10日、2011年 5月16日 交

び2016年2月23日に改訂)

名簿記載者公告番号 QI-77